

東大阪市総合計画審議会の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東大阪市総合計画審議会規則（以下「規則」という。）第5条第3項の規定に基づき、東大阪市総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、規則第5条第3項各号に規定する場合に該当するときは、会議の全部又は一部を公開しない。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会場に一定の傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する者に会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 東大阪市総合計画審議会の会長（以下「会長」という。）又は部会長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第4条 公開とした会議は、東大阪市総合計画審議会傍聴要領（以下「傍聴要領」という。）の定めるところにより傍聴を認めない者を除き、何人も傍聴することができるものとする。

(傍聴の定員)

第5条 傍聴の定員は、10人以内とする。

(傍聴要領)

第6条 傍聴の手続きその他傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定める。

(会議開催の公表)

第7条 会議の開催は、会議の開催日の1週間前までに公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合において、事前に公表する時間的余裕がないと認められるときは、この限りではない。

2 前項の公表は、市ホームページへの掲載、その他適当な方法により行うものとする。

3 第1項の公表は、主に次に掲げる事項とする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴に関する事項
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

(会議資料の配布等)

第8条 会議に用いた資料（以下「会議資料」という。）については、傍聴者に対して配布または閲覧に供するものとする。

(会議録などの作成、公表等)

第9条 会議の議事等を記録した会議録（以下「会議録」という。）については、速やかに作成するものとする。

2 会議録に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 出席者
- (5) 会議の公開又は非公開の区分
- (6) 会議を一部公開又は非公開とした場合は、その理由
- (7) 議事（要旨）
- (8) 傍聴人の数
- (9) その他必要な事項

3 会議資料ならびに会議録については、市ホームページに掲載するものとする。

(事務局)

第10条 東大阪市総合計画審議会の事務局は、経営企画部企画室において行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月5日から施行する。